

いじめ防止基本方針

香川県立三本松高等学校

令和 4 年 4 月 1 日

1 いじめ問題の理解

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題となっている。しかも、最近のいじめはスマートフォンやパソコンの介在により、一層見えにくいものになっている。教員は、いじめはどの子にも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要がある。

○いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされるようになった。それに伴い、香川県では平成 26 年に策定した「香川県いじめ防止基本方針」について、平成 29 年 3 月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、平成 29 年 6 月に「香川県いじめ問題対策連絡協議会」の委員の意見を聞き、改定を行った。これらの法律や方針においていじめは、以前とは大きく異なる解釈となり、広範な行為がいじめと認定されるようになった。

2 いじめ問題への対応

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要である。いじめが生じた場合には、いじめられている児童生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図り、心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性をはぐくむ取組につなげていくことも大切である。

○いじめの早期発見と早期対応

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切である。そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を感じ取る必要がある。また、アンケート調査や面接を通して児童生徒の声が教員に届くように、相談したいという人間関係を日常的に築いておくことも必要である。いじめ発見のルートは、①本人の訴え、②教職員による発見（担任、養護教諭、事務職員など）、③他からの情報提供（児童生徒、保護者、地域、関係機関など）に大別される。多面的な情報をつきあわせて全体を把握し的確な対応を行うためには、協働的な生徒指導が機能していることが不可欠の前提となる。

（『生徒指導提要』（平成 22 年 3 月 文部科学省）より一部抜粋）

3 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、次のメンバーで構成する「いじめ防止等対策委員会」を設置する。なお、校長が委員長を務めるものとする。

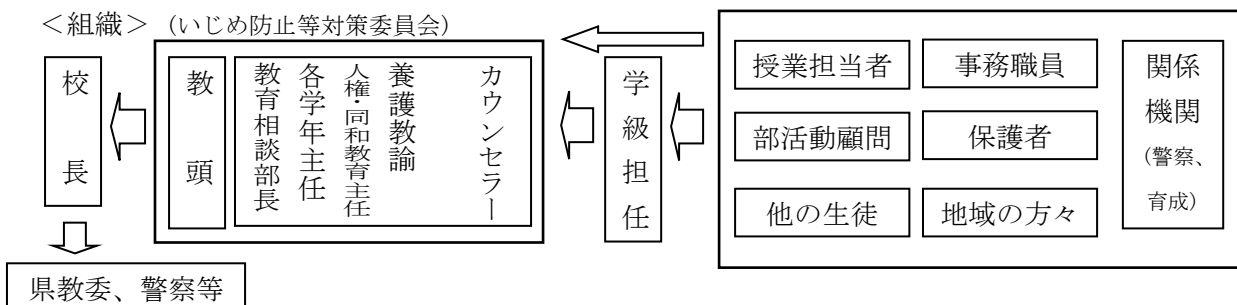
構成員	校長、教頭（2）、生徒指導主事、教育相談部長、人権・同和教育主任、各学年主任、養護教諭、関係担任、SC、SSW
-----	---

4 いじめの未然防止・早期発見のための取組

- (1) 普段から生徒の様子をよく観察し、必要に応じて声をかけるなど、生徒とのコミュニケーションを密にし、生徒の実態を把握することに努める。
- (2) 生徒との信頼関係を作り、生徒が相談しやすい雰囲気を作る。
- (3) 職員間の情報交換を密にする。(学年団会や分掌の会議等で、気になる生徒の情報を交換する。若い先生方や実技科目担当の先生方が気づいたことは、まず担任に伝える。)
- (4) 家庭との連絡を密にする。
- (5) ホームルームの時間を利用して、いじめについて考えさせる。(予防対策を講じる。1年生の人権・同和教育のホームルームでは今後も取り組んでいく。)
 内容) いじめは犯罪であり、絶対に許されない行為であることを訴える。また、いじめを受けた場合に友人、家族、先生方と相談することの大切さを理解させる。いじめがいかにかに深刻な事態を招くか、いじめを受けたらどんな思いがするか、またどう対処すべきか、友人がいじめに合っていたらどうするか等について生徒に考えさせ、意見を出し合う機会を持たせる。
- (6) 「学校生活に関するアンケート」を年間4回実施する。実施時期は、各学期末に一回ずつと夏季休業明けに実施する。(夏季休業中における人間関係の変化や、休業明けに伴う生徒の心身の不安定さが懸念されることから実施する。)なお、アンケートで問題を抱えていることが懸念される生徒には、必ずクラス担任が面談を行う。
- (7) カウンセラーを含む「いじめ防止等対策委員会」で常に情報交換を行う。

5 いじめ(の兆候)事案が発生した場合の対応について

- (1) 高校では教科担任制のため、学級担任が常時、学級すべての生徒の実態を把握することは困難である。したがって、すべての本校職員は、いじめに該当する事案またはいじめの兆候を察知した場合には、速やかに該当クラスの担任に伝える。
 例) ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする。
 エ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 カ パソコンや携帯電話(スマートフォン)で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - (2) 該当クラス担任は、速やかに学年主任に報告する。
 - (3) 学年主任は、当該生徒の担任に加え、当該生徒についてよく知っている職員(部活動顧問等。場合によっては生徒も。)とも連携をとり、当該生徒から聞き取り調査を行うとともに、注意深く観察する。また、直ちに教頭に連絡する。
 - (4) 教頭は、事案が発生した場合も学年主任等と協議の上、「いじめ防止等対策委員会」を開催する。
- ※ 上記(1)～(4)のとおり、「学級担任 → 学年主任 → 教頭 → いじめ防止等対策委員会 → 校長」という流れで対応する。ただし、特別の事情がある場合には柔軟に対応するものとする。



定時制課程は全日制課程に準ずる。